

平成 2 1 年 第 5 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 5 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1 . 日 時 平成 2 1 年 5 月 1 2 日 ( 火 ) 午後 2 時

1 . 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1 . 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君
	委 員	福 井 聖 子 君
	委 員 ( 教 育 長 )	森 田 雅 彦 君

1 . 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長	中 井 勝 次 君
教育推進部長	森 井 國 央 君
生涯学習部長	浅 井 晃 夫 君
教育推進部次長 (教育政策・学校管理担当)	稲 野 公 一 君
兼教育政策課長 教育推進部次長 (教育指導・教職員担当)	若 狭 周 二 君
教育推進部次長(教育センター担当) 兼副理事(小中一貫教育担当)	樋 口 弘 造 君
子ども部副部長	藤 迫 稔 君
子ども家庭総合支援室長	谷 口 あ や 子 君
生涯学習部次長	黒 田 正 記 君
学校管理課長	岩 永 幸 博 君
学校教育課長	中 村 香 君
教職員課長	松 山 隆 志 君
人権教育課長	笹 川 実 千 代 君
教育センター所長	松 山 尚 文 君
子ども政策課長	水 谷 晃 君
幼児育成課長	千 葉 亜 紀 子 君
子ども部専任参事 (幼稚園担当)	津 田 善 寿 君
子ども支援課長	水 野 賢 治 君
子ども家庭相談課長	前 田 佳 則 君
子ども部専任参事 (青少年育成担当)	高 橋 正 信 君
生涯学習課長	小 西 敏 広 君
生涯学習課参事	阿 部 一 郎 君
文化スポーツ課長	前 田 一 成 君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	大 浜 訓 子 君
生涯学習部参事 (生涯学習センター・公民館担当)	山 口 龍 萬 君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	河 原 弘 明 君
中央図書館長	江 口 寛 君

1 . 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高 橋 勝 代 君
教育政策課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 3 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する  
条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金交付要綱改正の  
件
- 日程第 5 箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の  
件
- 日程第 6 箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市立学校用教科用図書選定委員会に対する諮問  
の件
- 日程第 8 箕面市社会教育委員委嘱の件
- 日程第 9 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学  
習センター運営審議会委員委嘱の件
- 日程第 10 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 13 教育長報告

(午後2時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成21年第5回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第21号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（中村香君）： 本件は、学校保健法及び関係法令の改正に伴い、関係規定を整備するため、本規則の改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）： この案件については了承いたしますが、関連として、現在、世界的な問題となっている新型インフルエンザについて、新型インフルエンザが箕面市で発生したときのマニュアルなど、箕面市としての取組はどうなっていますか。

教育次長（中井勝次君）： WHOのレベルがフェーズ5ということで、箕面市では危機管理対策本部は設置済みで、危機管理対策のレベルとしては、現在「注意」のレベルです。うがい手洗いやマスクの着用、人のたくさん集まる場所には行かないでほしいなどの努力義務を含めて、周知をしているレベルです。とはいっても、今後どのように発生が拡大していくかもわかりませんし、いつ何時起こることもありますので、それに対応することから、関係部局、主に市立病院、健康福祉部の中の保健師が多数配置している健康増進課、市全体の危機管理を担っている市民安全政策課が連携をして、今後の発生増大に対する対応は一定できています。具体には、市立病院で多数発生したときに、緊急対応できるような体制をとっており、駐車場にテントを張って発熱外来の受付を行います。そして、私どもも24時間3交替の班体制を組んで応援を行う体制まではできています。併せて、所要の物品として、消防本部や市立病院、健康福祉部でマスクを常に備蓄していますが、今回さらに、例えば、私どもが応援に行くこともありますので、4千枚追加で備蓄しています。薬剤に関しても、タミフルの備蓄を進めていましたが、加えて1千錠追加で発注をしています。特に教育委員会所管の学校関係では、ゴールデンウィーク前に全生徒・児童に対して注意喚起のチラシを学校から配布しました。先日も校園所長会で今後どのように進展するか分からないので、さらに危機意識を持って対応していただくようお願いしたところです。

委員（坂口一美君）： 感染症などは未知のものがすごく多くなってきていますので、蔓延したときや防止策に関しての知識や職員研修など、今後は必要になってくると思います。学校現場でも速やかに教育委員会に報告することとなっていますが、学校現場の中でも先生方にそのような認識がなかったら、手を打つことが遅かったりということもあると思いますので、研修などは何らかの形で考えていただけたらありがたいと思います。

学校教育課長（中村香君）： 箕面市学校保健会において、定期的に研修を持っています。その中のテーマとして委員のご意見も反映していきたいと思います。

委員長（小川修一君）： 坂口委員のご意見も拝聴しながら、学校現場あるいは、関係諸機関を通じてこの件に関して万全を期すような体制を整えられたい。事務局として考慮して実践していくことをお願いします。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第21号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第22号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件」、日程第4、議案第23号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金交付要綱改正の件」、日程第5、議案第24号「箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」及び日程第6、議案第25号「箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 議案第22号は、国の幼稚園就園奨励費補助の補助金額等の改定に伴い、箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の補助区分及び関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。次に、議案第23号は、国の幼稚園就園奨励費補助の補助金額等の改定に伴い、前議案と同様に補助区分及び関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。議案第24号は、国の幼稚園就園奨励費補助の補助金額等の改定に伴い、私立幼稚園にかかる補助区分及び関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。議案第25号も、議案第24号と同趣旨の改正で、国の幼稚園就園奨励費補助の補助金額等の改定に伴い、市立幼稚園にかかる補助区分及び関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第7、議案第26号「箕面市立学校用教科用図書選定委員会に対する諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（中村香君）： 本件は、平成22年度から使用する箕面市立中学校用教科用図書採択事務を厳正に行うため、箕面市立学校用教科用図書選定委員会規程第2条の規定に基づき提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（福井聖子君）： 小学校に英語が本格的に導入される時に、小・中学校の連携をとるようにと、英語教育に関してはおそらく言われていると思うのですが、今回の教科書採択には関係してくるのですか。

学校教育課長（中村香君）： 今回の採択について新しい検定本が出ているのは、社会科の歴史教科書のみです。というのは、新学習指導要領が平成24年度から実施されるため、それに向けての教科書は作成準備中で、英語についての新しい教科書は今年度検定には通っていません。

委員長（小川修一君）： 教科書の検定については、学習指導要領の改定に伴って、教科書会社が教科書を申請します。その検定を通ったものについての審議を行います。今回は中学校用の歴史の教科書についてということですが、この教科書を諮問する流れを確認したいのですが。

学校教育課長（中村香君）： この教育委員会会議で諮問を決定していただき、第1回学校用教科用図書選定委員会を5月20日前後に開催する予定です。そこで選定委員を委嘱し、委員長、副委員長を選定します。また、経過を説明し、選定調査員を選定します。その後、その選定調査員が今回の社会科の教科書についての調査をします。この選定調査員の調査研究を基に第2回学校用教科用図書選定委員会を開催し、答申内容を決定いただく予定です。その後、7月の教育委員会会議で教科書採択の決定をいただく予定です。大阪府への報告は7月3

1日が締め切りとなっていますので、その間に採択の教科書を決定する流れとなります。

教育長（森田雅彦君）： 念のため確認しますが、現在使っている教科書は平成17年度に採択替えを行いました。18、19、20、21年度と使っていますが、毎年、課題がないかどうかを見ていただくため選定委員会を開催し、基本は平成17年度に採択した教科書を使っています。今回については、中学校社会科の歴史の教科書で文部科学省において、新たな検定が通った教科書があるので、それも加えて社会については調査研究をするということですが、他の教科についてはどうですか。

学校教育課長（中村香君）： 他の教科については、昨年度の小学校の教科書採択と同様に、簡略化できるとなっていますので、平成17年度に作成した検討資料を基に判断してもよいとなっています。それで、詳しく調査研究を行うのは社会の歴史教科書についてですが、他のものについては継続して使用することが適切かどうかということをお判断していただきます。

委員長（小川修一君）： 今の説明の論拠になっている定めはどのようなものですか。

教育推進部次長（若狭周二君）： 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に「同一教科用図書を採択する期間」とあり、4年間は同一教科用図書を使用しなければならないとなっています。平成17年度に採択替えをしましたので、18、19、20、21年度は原則同じものを使っています。本来であれば、今年度採択替えなのですが、新しく検定を通った教科書は社会科の歴史教科書だけでした。そこで、国や大阪府の通知から、先ほど課長が説明したとおり簡略化できますので、社会科の歴史教科書以外については、平成17年度の選定資料を参考にし、選定委員会で検討をお願いします。歴史教科書については1社参入がありますので、その詳しい内容を選定調査員に依頼して、選定調査員が調査研究し、選定委員会に報告していただき、その中で議論いただきます。結果的には、7月を目処に箕面の子どもたちにとって一番いい教科書を選ぶという意味で教育委員会会議にお諮りする流れとなっています。

委員長（小川修一君）： 選定調査員のメンバー構成はどのようになっていますか。

学校教育課長（中村香君）： 選定調査員については、学校の管理職の代表1名、教職員3名です。箕面市教育研究会の社会科部会に依頼し

て選定調査員を選出させていただきます。

委員長（小川修一君）：選定調査員の選定については、教育委員会事務局はどのような関わりをするのですか。

学校教育課長（中村香君）：社会科部会の代表である校長先生とどなたが適切かを相談しているところです。

委員（坂口一美君）：確認ですが、選定に当たっての公平性を考えると委員に関しては非開示ということですね。

学校教育課長（中村香君）：はい。公平に行うため、そのようにしています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第26号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第8、報告第24号「箕面市社会教育委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長（小西敏広君）：本件は、箕面市社会教育委員の任期が平成21年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を社会教育法第15条第2項、箕面市社会教育委員に関する条例第3条第1項及び箕面市社会教育委員会議規則第2条の規定に基づき、平成21年5月1日付けで委嘱する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：選出の拠り所については、改選されるたびに変わることはないのですか。選任する基準が変わることはないのですね。

生涯学習課長（小西敏広君）：それぞれの関係者の人数についての変更はありませんが、その内容で、昨年度までは民生委員児童委員協議会から代表を選出いただいていたところを今回は、箕面市コミュニティセンター運営委員会連絡協議会から選出いただく形で、固定的に一

つの団体から出ていただくのではなく、いろいろな団体から出ていただけるように変更しています。総枠は変わっていません。

委員長（小川修一君）：一応の基準があるが、それを固定化したものではなく、そのときの状況の変化に応じて団体から選出することでもあるのですね。

生涯学習課長（小西敏広君）：そのとおりでして、社会教育関係の活動をされている団体が種々ありますので、そのときに応じてどの団体がふさわしいかを考えて柔軟に対応しています。

委員（坂口一美君）：市民公募の方が2人入っていますが、市民公募の方はどういった条件で選定されているのか。また、どういったことを期待されて委員として入っていただいているのか、教えてください。

生涯学習課長（小西敏広君）：市民公募の応募の経緯ですが、生涯学習に関係する方1名、家庭教育に関係する方1名について公募しました。もみじだよりの平成21年2月号に募集記事を掲載し、2月27日を締め切りとして公募しました。応募状況ですが、生涯学習関係で7名、家庭教育関係で4名の応募がありました。3月14日に選考委員会を開催しました。5名の選考委員で、その時点の社会教育委員と教育委員会事務局職員が入って選考を行いました。提出いただいた小論文と実施した面接について評価し、それぞれ点数をつけて、その総合得点を出した後、協議を行い、上位の方が適切であるという判断で選出しました。特に論文では、生涯学習も家庭教育も今後のあり方や箕面市におけるそのあり方についてどのように考えているのかを聞いています。その中にある実現の可能性や客観性、効果性などを評価の基準において議論しました。生涯学習でいうと、実際に生涯学習センターの類似施設での勤務経験に基づいて箕面市へ提案されている方や箕面市においては国際化についてもっと力を入れるべきではないかなど、それぞれの方から貴重なご意見をいただきましたが、今回選出したのは、地域との関わりで生涯学習をもっと考えていきたいというご提案をいただいた方を選出することとしました。また、家庭教育についても会社で実際に勤務されている方の人間関係のあり方から家庭教育のあり方の問題点を指摘されている方や親子関係についてより深めるべきなどいろいろな貴重なご意見をいただきましたが、今回は親の思いを子どもにどのように伝えていくことができるか、その大切さに着目されたご意見をいただいた方を選出しました。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第24号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

( “ 異議なし ” の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第9、報告第25号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習センター・公民館担当専任参事に求めます。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 本件は、箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の任期が平成21年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を社会教育法第30条、箕面市立公民館条例第5条、箕面市立公民館運営審議会規則第2条、箕面市立生涯学習センター条例第5条及び箕面市立生涯学習センター運営審議会規則第2条の規定により、平成21年5月1日付けで委嘱する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : この委員の業務は年間どのぐらいの頻度なのですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 公民館運営審議会が年2回、生涯学習センター運営審議会が年2回となり、兼務していただいていますので、合計4回の会議に出席していただくのが原則です。

委員長(小川修一君) : 主にどういったことを審議されるのですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 昨年度は箕面市生涯学習推進基本計画の策定がありましたので、策定に係る意見や策定状況の報告・審議、生涯学習センター・公民館の運営に関すること、緊急プランについて、また、春の講座、秋の講座と2回大きく講座を企画していますが、その講座の企画に当たっての意見をいただいたり、報告をして意見をいただくことなどをしていただいています。

委員長(小川修一君) : そこで審議された内容で新たな事業を興すと

き予算措置が必要ですね。それは事務局を通じて行うのですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事（大浜訓子君）： 利用者の代表と学識経験者のご意見となりますので、事業を行う上での予算を反映させるものについては、事務局で受け止めて予算化に向けて動きま

す。

委員長（小川修一君）： 近々はどのような事業がありましたか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事（大浜訓子君）： 近々は、特に事業はありませんが、講座の予算として生涯学習推進事業があり、その中で青少年層の支援をする視点がいるのではないかなど、いただいたいろいろな意見を講座の中に取り入れて反映しております。

委員長（小川修一君）： 審議会で審議していただくことを事務局が提起することもあるのですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事（大浜訓子君）： 以前、公民館と生涯学習センターの運営の委託について、両審議会の委員として生涯学習のあり方を考える上でどのように考えているのかを聞かせていただき、ご議論いただいたことはあります。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第25号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第10、報告第26号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

中央図書館長（江口寛君）： 本件は、箕面市立図書館協議会委員の任期が平成21年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を図書館法第15条、箕面市立図書館協議会設置条例第3条及び箕面市立図書館協議会運営規則第2条の規定により、平成21年5月1日付けで任命する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第26号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第11、報告第27号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、分限休職1名を発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第27号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第12、報告第28号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、去る4月14日に開催された平成21年第4回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第28号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第13、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（森田雅彦君）：（議案書75頁により報告）

大阪府都市教育長協議会平成21年度総会・4月定例会について

4月23日に開催され、総会の中で、3月31日付けで3名の教育長が退任され、私を含め4名の教育長が新たに就任した件が報告され、挨拶などがありました。定例会の中では、大阪府教育委員会から、国が緊急経済対策の中で教育関係で1兆円の予算が組まれ、いろいろな事務作業が進められているという報告がありました。そこで各市町村ともぜひ活用してほしい。内容については、耐震関係、ICT関係、環境教育関係でした。そこで、事務局で地上デジタルテレビの学校への配置等を中心に何が活用できるか検討している最中です。

教育推進部の行事について

4月7日、8日、10日に小・中学校、幼稚園の入学式、入園式が桜の花が満開のいいお天気の中、委員の皆様にも学校に行ってくださいと辞をいただきましたが、小学校は1,178名、中学校は1,080名、幼稚園は止々呂美幼稚園の3歳児を含めて229名の児童、生徒、園児が入学、入園しました。

21日は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査説明会を萱野北小学校で開催しました。これは、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施され、今年度は小・中学校全校にこの調査に参加してもらうため、そのための調査説明会を実施したものです。なお、中学校については、それぞれの学校で実施していますので、この説明会には参加していません。また、同日、今回で3回目となる全国学力・学習状況調査があり、小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数・数学の学力調査と、学習状況調査を各学校でだいたい半日を使って実施されました。私も小・中学校を見てきましたが、子どもたちは一生懸命調査に取り組んでくれていました。

子ども部の行事について

4月23日要保護児童対策協議会実務者会議が開催され、児童虐待例について協議がありました。年々、通告等も増えており、82例のうち20例について、そのケース一つひとつについて協議されました。

25日は第13回プラスフェスティバルがグリーンホールで開催されました。市内の6つの中学校のプラスバンド部と青少年吹奏楽団等5団体、全部で11団体、383人で実施し、入場者は約730人ありました。

生涯学習部の行事について

4月27日に箕面山ニホンザル保護管理委員会が箕面文化・交流セン

ターで行われました。箕面山に生息するニホンザルの適正な保護管理について、また、長年の検討課題になっていたエサやり禁止条例について条例制定に向けて協議いただきました。なお、その内容については、5月5日付けの読売新聞で取り上げられ、よみうりテレビでも14日に放映されることも聞いています。

委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：全国の学力・学習状況調査についての報告がありました。特に問題になるようなことはなかった様に聞きました。事務局の担当として、今年の問題についての特徴があれば報告いただきたいのですが。

教育推進部次長（若狭周二君）：3回目ですので、かなり問題も練られており、やはり活用型、PISA型の問題の傾向がはっきりと出ていました。私は数学の出身ですので、数学の問題を見ていますと、昨年度は平行四辺形の問題でしたが、今回は正方形など図形を変えたり、多方面から問題を見れるような図形を使っていました。国語は、活用の力が弱いことがありますので、活用に関する問題が非常に練られていました。ある条件を使って答えを出しなさいという問題です。特に気になったのは、基礎学力の問題が非常に易しくなっていました。A問題が非常に易しくなっており、B問題がかなり難しくなっていたのが大きい傾向のようです。やはり、これからの生きる力の中には「知・徳・体」もありますが、考える力をしっかりとつけていこうというような問題が多くなっていると思います。

委員長（小川修一君）：昨年度、1回目に比べてずいぶん中身が変わった、工夫がなされた設問が多かったと思うのですが、今年の設定で気づいた変化は、今の説明の範疇でしょうか。何か気づいたことはありませんか。

学校教育課長（中村香君）：国語の問題といいながらも中身をみると理科の問題ではないのかなど、国語をそのまま読解するような問題ではない形で出てきている。それがPISA型の読解力の特徴かと思いますが、単に言葉を読み取るだけでなく、グラフや数字で自分の考えを表していく、読み取ることも大事だということにもなっています。そういった意味では、今度の学習指導要領の改訂に当たっては、言語能力の育成を国語に限らずに様々な教科の中で取り組んでいくことがあげられていますので、次長も申し上げたように、こういう学ぶ方向にしていくべきだということについて、問題を通して明らかに示

しているということが考えられると思います。

委員長（小川修一君）：今の感想を聞いていると考える力を求める傾向があったと、新聞紙上にもありましたが、問題そのものが回を重ねるごとに工夫されていることも事実なのでしょう。このテストは単に教科のテストだけでなく、生活状況とのクロスを一つのもくろみにしていますが、今年度の生活状況に対する設問で、今までと変わった点はありますか。

教育推進部次長（若狭周二君）：基本的には変わっていませんが、問題数が99問から77問に減少しました。その中では、以前福井委員からご指摘がありましたが、携帯電話について、「持っていますか」という問題よりも「家庭でルールを作っていますか」とのような踏み込んだ形の質問もあり、時代を反映したものになっていました。もう1点、学習状況の中で、去年の調査結果で、箕面は「遅寝・遅起き」の傾向がありましたが、「早寝・早起き・朝ごはん」を追随するような質問で、過去2年間とは変わっていませんでした。過去に学力調査がありました、その当時と同じ問題をかなり増やしていただきましたので、国としても、40年間の経年比較が見たいのではないかと。例えば、不確かですが、昨年までは、過去問が10問であれば、今年度は20数問に増えていたと思います。そういう意味では、日本として、箕面としても過去との比較、経年変化を見ていくことが必要であると思いますので、付記しておきます。

委員長（小川修一君）：そのような違いがあったり、テストそのものに対する工夫を私どもも受け止めなければならない点がありますし、それに関心をお持ちの保護者や市民の方に知っていただくこともこのようなテストの意義を理解するためには、必要かもしれません。その辺も工夫しながら、せっかく行ったテストが生かされるような方策や結果に対する活用の仕方を考える必要があるかと思えます。

委員（白石裕君）：学力テストで生活環境との関連の調査を行っていますが、問題はその分析が全国的なレベルではまだ出ていませんね。つまり、ベネッセがやっていると聞いているのですが、学習環境、生活環境とを比較してみても足らざるところを政策的に補う課題があるかと思うのです。それをただ「結果が出た。関連がある」というだけでは、一つ調査の目的として重要な点が、国のレベルになりますが、欠けてしまうのではないかと。全国版として、ベネッセが小学校については分析していることになっていますので、その辺がどのように出るとか。関連性が明らかにしているのですから、どのような形で、学力

の厳しい状況に対して措置していけばいいのか。そのような点でのアプローチをしないとあくまでも市町村レベルの個々の学校の調査で終わってしまって、自助努力で終わってしまうか形も少し感じるのです。政策として結びついていかない。焦りのようなところもあるのですが、このあたりの国や都道府県の動きがあれば教えていただきたいのですが。

教育推進部次長（若狭周二君）： 去年は、1年目であり、急に分析したという形でしたが、今年は、少人数学級の成果や習熟度別指導の成果との相関関係も国は分析できると思います。しかし、いわゆるしんどい家庭の子どもたちとの学力の関係は分析はしたけれども、だからどう施策を打つのか、の点が不十分であると思っています。今年度に関しては、分析は早くなると聞きましたので、対応も早めに出てくると思います。国においても、大阪府など大きい網掛けの中で施策を打っていくべきだと当然考えていますので、我々としては、箕面の生活環境も含めてより詳細に分析しながら執るべき措置を執っていきたい。これについては、箕面市全体で7つの方策と10の方向を示しましたが、国・府の事業を使いながら、いわゆる底上げをしていこうと取り組んでいます。直感的に明らかにAという家、Bという家がしんどい、そのような家について経済的支援、学力支援について、学校教育だけでは無理ですので、以前申しましたように、オール箕面の中で分析の結果を共有しながら、対応策を練っていきたいと考えています。

委員（白石裕君）： ですから、本市はいろいろな施策を打っていることは十分理解した上での話なんです。私の言いたいのは、大きなレベルで全国的に行っているのですから、それを政策に結び付けていくように。予算措置をかなり伴う話だと思うのです。教育長の話で1兆円の予算の件がありましたが、その辺の改善策に使ってもらいたいと思うのです。本市で取り組んでいることはわかるのですが、全国的に、都道府県のレベルで、どうやって生かしていくのか。これは我々としても言っていく必要があるのではないかと。ただ市町村に任しているだけだと少し感じるので、せっかく3回目なので、このまま同じような感じでいくのかという焦りというか。是非生かしてもらいたい形にしてほしいと思って申し上げたのです。

委員長（小川修一君）： 白石委員のご指摘の件については、簡単に答えの出しにくいところもあるかもしれませんが、しかし、根本的にそういったことも考えていくことがこのテストそのものを正面からとらえて、我々としての課題として取り上げる方向性は持たないといけない

かと私は思ったのですが。それは、この場で結論を出すのは難しい点もありますので、また、別の機会に議論してみたいと思います。

教育長（森田雅彦君）： 議案書にはありませんが、冒頭にあった新型インフルエンザの対応については、教育次長から説明がありました。4月27日、5月8日に校園所長会を開催して、注意喚起並びに市の対策本部の状況等、危機意識を持って対応してほしいということを確認しています。なお、5月9日に早朝から国内感染1号目として報道があった府立高校の生徒の件ですが、府教育委員会や市の対策本部と連絡を当日とりました。これは、隔離されているということで、国内発生とはとらえないで、慎重に今後の推移を見守るとして、新たな指示や対応は出ないとして学校に連絡しました。土曜日に中学校3校で、参観や懇談を実施あり、問い合わせに対応したところです。休校等については、府の対策本部で論議され、今のところ休校措置を執る場合は、府下市町村一斉にということを中心に考えていると聞いています。

委員長（小川修一君）： 府立高校生という報道があり、私も非常に切迫した身近なこととして、箕面市民全体にも緊迫感を与えたことは確かだと思えます。そのような意味で対策や対応の仕方を中途半端な形で終わるのではなく、徹底して身近なものとして受け止めなければならないと感じるところは、皆さんも同様だと思います。そのような意味で教育委員会としても対応の仕方を正面から取り上げなければいけない問題だと思います。

委員長（小川修一君）： 各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

教育推進部次長（稲野公一君）： 議案書に誤字がありましたので、修正をお願いします。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案6件、報告5件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）： 本日は、幼稚園教育要領も小・中学校の新学習指導要領と同様に改訂があったことについて、意見交換したいと思います。幼稚園教育要領は、60年ぶりに教育基本法が改正され、新たに幼児期の教育が規定されたことを踏まえて、幼稚園教育要領がこの4月に改訂されました。その背景はどのようなことがあるのかを確認したいのですが。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 1つは、教育基本法が60年ぶ

りに改正され、その第11条で新たに幼児期の教育が位置付けられました。これは、幼児期の教育がたいへん重要であるという認識の下に改正され、第11条に位置付いたものではないかと思います。2つめに、学校教育法の改正もあり、その第22条と第23条に幼稚園の目的、目標が位置付けられました。改正前の学校教育法については、第1条に、「小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園」と表記されましたが、改正された学校教育法では、順番が「幼稚園、小学校、中学校」となり、年齢順になったというか、今までは幼稚園が最後に数えられたのですが、今回については、幼稚園が一番になりました。3つめに、子どもの社会の変化が非常に大きいということで、今回の幼稚園教育要領の改訂に至った背景ではないかと考えています。

委員長（小川修一君）： 改訂の趣旨を簡潔に言えばどのようなことになりますか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 今まであった幼稚園教育要領をそのまま引き継いだうえで、今回の改正については、内容の充実を図るということです。

委員長（小川修一君）： 内容の充実とありましたが、改訂で示された事項はどのようなことですか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 大きくは3つあり、1つめは小学校への円滑な接続、2つめは特別支援教育の充実、3つめは教育活動に係る教育時間終了後の教育活動の留意事項が加えられました。

委員長（小川修一君）： 今までは、小学校から中学校、中学校から高校の連携は一般的に教育の世界では普遍化された考え方ですが、幼稚園と小学校の連携は新しい観点だと思うのですが、箕面市では今まで行っていると思うのですが、実例としてどのようなことがありますか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 幼稚園と保育所との連携、児童や生徒とのいろいろな場面での交流があります。小・中学校が行う運動会に園児が参加したり、今年度から校園所長会を開催することとなり、先生方の情報交換、情報発信、情報の共有化が図られています。例えば、かやの幼稚園と萱野小学校にみられるように、萱野小学校の先生方が幼稚園児の服、半パンをはいてかやの幼稚園に授業を受けに行き、かやの幼稚園の先生方は園児として受け入れる。小学校の先生方としては、幼稚園だったらどのような教え方をしているのかを学ぶというようなことをしています。終わった後は、小学校ではこのような教え方をする。幼稚園ではこのようなやり方を行うなど、つばさに

交流を図っています。

委員（福井聖子君）： 小学校との接続ということも大事ですが、幼児教育の段階で子どもたちが何を達成して小学校に入ってきているかということがかなり大事なのではないかと。公立と私立とありますが、これに関しては公立ということで、私立の幼稚園にも求めていくのであれば、小学校に入った段階でどのようなことが達成されているべきが必要ではないかと思うのです。お聞きしたいのは、幼稚園教育要領新旧対照表で見ると、幼稚園教育の目標という欄が消えています。これは、教育目標が幼稚園教育要領の中でまとまったものであるべきではないかと思うのです。その目標があって、その目標の達成を小学校の先生がどのようにとらえているかということで、また幼稚園教育にフィードバックすることがあっていいのではないかと思うのですが。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 先ほどの学校教育法の改正の説明で漏れがあったのですが、学校教育法の第23条に幼稚園教育の目標が定められました。今までは幼稚園教育要領の中に幼稚園教育の目標がありましたが、学校教育法の改正で学校教育法第23条に、法に位置付けられたということです。

委員長（小川修一君）： それはどのような意味があるのでしょうか。  
幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 幼稚園教育要領という文部科学省の要領から学校教育法という法律に格上げといいますか、法に位置付けられたので、目標の内容的にはそのまま第23条に位置付けられました。

委員（福井聖子君）： 幼稚園が教育の中の位置付けとして入ってきて、小学校の段階に幼児教育の目標があがってきたという理解でいいのでしょうか。

教育長（森田雅彦君）： はい。やはり幼児教育の重要性が今回の教育基本法の見直しでも相当論議され、学校の中に幼稚園は今までも含まれていましたが、これをもっと大事にしようということで、学校教育法で目標も定められたということだと思います。小学校との接続が今大事だといわれていますが、幼児期の体験が小学校に上がってきたときに生きてくると思います。やはりいろいろな体験を幼児期に積んでおくことは非常に大事だと思っています。

委員長（小川修一君）： 先ほどはかやの幼稚園と萱野小学校の事例でしたが、他の公立幼稚園と小学校の連携はどのようなものですか。

教育推進部次長（樋口弘造君）： とどろみの森学園では、年間30回

以上、幼稚園、小学校、中学校との交流を非常に活発に行っています。他の小・中学校においても、小学校低学年での生活科の遊びの交流で幼稚園と交流したり、あるいは、中学校家庭科の保育の単元で幼稚園や保育所の子どもたちとの交流も盛んに行っています。やはり、幼稚園、保育所の子どもたちにとって小・中学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんと接するのは、成長のモデルをみることであり、あこがれを持つことでありますし、年長者にとって幼稚園の子どもたちと交流することは、思いやりや慈しむ心をはぐくむこととなりますので、各学校において、幼稚園、保育所との交流も着実に行ってきています。

委員長（小川修一君）： 運動会などに幼稚園が参加して、小学校、中学校合同で行う事例は箕面市内でもありますが、それは、ある特別の行事の中での実践で日常的なものはそこまで踏み込むのは難しいかもしれませんが、今回要領で指摘されているのですから、この実践について、どのような具体的な方策ができるかを事務局として考えながら、現場の幼稚園に下ろしていく、アドバイスする形で、要領に謳われていることの実践を事務局としてどうするかを課題にしなければならないと思うのです。行うのにいろいろな課題が出てくるかと思いますが、その課題をどのようにクリアしていくかを考えるのも事務局の仕事だと思いますので、この要領の中で指摘されている幼小連携という接続の問題を今後の課題として、模索していかなければならないと思います。

委員（坂口一美君）： 現在、小学校に上がってくる子どもたちを見てもボーダーの障害を持った子どもさんが非常に多くなってきており、障害ともとれないような多動など、生活面や学習面で厳しい子どもさんが通常学級の中で一緒に学ぶとして、小学校に上がってきていますが、この幼稚園教育要領の改訂のポイントとして特別支援教育の充実として、その辺りを踏まえた上での指導に力を入れていくとなっていますが、その改訂内容を具体的に説明してください。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 特別支援学校などの助言または援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状況に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的に組織的に行うこととされています。例えば、指導についての計画を個別に作成することや、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携し、支援のための計画を個別に作成することが今回の改訂で謳われているところです。

委員（坂口一美君）： 本市では具体的にどのようにされているかを教えてください。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：昨年3月に幼稚園支援教育実施要綱を制定しました。この要綱を基に幼稚園支援教育の手引きを策定して、各幼稚園で支援教育推進員、園長が任命するのですが、この推進員が中心となって、幼稚園の教師全員が支援教育に取り組むようにしました。また、その要綱に支援教育検討会を規定しており、この検討会では、医師、健康福祉部、保育所、幼稚園、あいあい園などの職員で構成する早期療育事業実務者会議で諮られた障害児の教育保育について幼稚園での教育が好ましいと判断された幼児については、検討会で幼稚園での支援のあり方を検討しており、状況により障害を持つ子どもさんの状況で障害児介助員が必要であると判断されたら、市単独で障害を持つ園児2人に対して1人の障害児介助員を配置することを基準としています。その障害のある子どもさんが身辺自立ができない重度の場合には1人の障害児について1人の障害児介助員を配置するとして、平成13年に幼稚園入園検討会で配置基準が定められて、それを土台に要綱で新たに規定をし直し実施しているものです。本年度については、障害児が6園に16人おり、障害児介助員を13人配置しています。

委員（福井聖子君）：本市での特別支援教育について聞いていると、途中からずっと障害児についての話になるのですが、本市の特別支援教育は障害児を対象にしていると考えていいのですか。そうではなく、もう少し幅広い意味で、養育困難な家庭における児童などもとらえていると考えていいのでしょうか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：先ほどの幼稚園支援教育実施要綱を定めたときには、必ずしも障害だけでなく、何らかの問題行動を起こすことも含めて制定しているもので、そのようなことも含めて幼稚園でこういった支援ができるか、それについて幼稚園の中で支援教育推進員を設けてそれぞれの子どもを一人ひとり見ていきます。あくまでも障害児介助員が必要だということについては、検討会に諮られて障害児介助員を措置していくことになっています。

委員（福井聖子君）：これについては、公立の幼稚園が対象だと思うのですが、私立の幼稚園でも少し問題のある子どもさんはいるかと思うのです。私も実際少しどうかと思ったことはあるのですが、そういった方の窓口は幼児育成課になるのですか。それとも子ども家庭相談課になるのですか。支援教育検討会は幼児育成課が所管していると聞いたのですが、子ども家庭総合支援室との関係はどうなっているのか。また、私立の場合はどうなるのかを教えてください。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：私学の幼稚園におけるフォローが必要な方についての相談の窓口については、幼児育成課に早期療育の担当がライフプラザにあり、その発達相談の窓口で私学幼稚園も含めて、フォローが必要な方の相談は受けています。早期療育のスタッフが私学幼稚園も含めて現場に出向き、本人あるいは職員の相談を受け、教育内容や保育内容についてのアドバイスをさせていただくような形で、支援教育を進めていただいています。ただし、今、公立幼稚園の方で説明したような加配の制度は私学幼稚園にはありませんので、もし、加配が必要な方となってきましたと公立をお勧めさせていただいているのが実態です。

委員（福井聖子君）：小学校だとスクールソーシャルワーカーが入ってケース会議を行ってという形で、福祉からの人が入っているいろいろな検討をされていますが、幼稚園についてはそのような予定がありますか。障害だけではなく養育困難な家庭に関する検討会議はこれとどのような関係となっていくのかについて、教えてください。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：発達上支援が必要な方の窓口となっていますが、併せて、例えばそのような方でなおかつ、ご家庭の支援が必要な方となると子ども家庭相談課に発達相談からつないで、そちらに窓口を移していく対応を行っています。

委員（坂口一美君）：本市での支援教育に関しては小学校が非常によい取組をされていることと、小学校だといろいろな役割を持ちながらコーディネーターとしての先生方が各関連機関や学年とのつながりや先生方総ぐるみで支援していただいている状況を目の当たりにしているのですが、それを具体的に幼稚園に結びつけていくこと、また、早期療育が非常に大事になってきますので、今回の改訂の根本的なポイントとしては小学校の円滑な接続ということもあると思いますので、うまく小学校の「ともに生きる」という部分、今まで箕面が行ってきた教育とのつなぎ目についてうまくやれていると思うのですが、その辺りどうでしょうか。

人権教育課長（笹川実千代君）：特別支援教育が平成19年度から始まりましたが、箕面にとっては「ともに学び ともに育つ」教育として支援教育を進めています。小学校や中学校では支援学級があるのですが、支援学級に在籍している子どもたちはもとより、学習活動やコミュニケーションなどにいろいろと困難を感じている子どもたち、一人ひとりのニーズに応じた支援をしていけることを大事にしています。もう一つは、委員がおっしゃったとおり、学校総体としてチーム

で子どもたちの支援をしていく。その中心になるコーディネーターとして進めています。就学前の子どもたちとの関連では、幼児育成課長から説明があったとおり、早期療育に相談窓口があったり、幼稚園、保育所でいろいろな支援がされています。そのことをうまく引き継いで、小・中学校に生かしていきたいとして、いわゆる0歳から15歳までのつなぎをどのようにしていくかについても、それぞれの担当が集まって支援教育実務者会で進めています。その中には、幼稚園、保育所の担当者も入って一緒に進めています。もう一つは、小・中学校で巡回相談として、各学校の支援教育の体制を作ったり、子どもの支援の方法などを教員に対しての授業作りなどのアドバイスをする巡回相談員を週2回、月曜と水曜日に2人を配置しています。その方たちは必要に応じて幼稚園、保育所にも巡回しています。その巡回相談の幼稚園、保育所の中では、いろいろな支援が必要として、支援学校の巡回相談の方も申請により巡回していますし、また、早期療育の訓練士の巡回などいろいろな形で保幼小中のつながりが作れるようにと進めています。

委員（坂口一美君）：本市では「子育て日本一」を目指していますが、やはり未就園児を抱えて育てづらいついて感じて生活している保護者は非常に多いと思います。それは障害を持っているとか、持っていないとかにかかわらず、しんどい思いをして閉じこもっている保護者の方もいらっしゃいますので、早期に結びついて助言いただける場所、それから親子教室など次の段階として確実に繋がっていく場所があることが非常に大事だと思いますので、それが基本の施策として充実していくことが大事だと思います。本市の幅広い、裾野の広い支援教育は、他市ではないような取組をずっと行っていますので、ぜひともそれをもっと充実させていただけるようにお願いします。

委員長（小川修一君）：先ほど説明の中にあつた0歳から15歳まで一貫した支援教育を念頭に置きながら、幼稚園など段階の中でできることは何かを考えながら、現場で実践活動の中に生かされるような方策を考えることも事務局の働きの一つだと思いますので、そのような観点からもこの要領を生かしていくことを考えなければならないかと思ひます。

委員（福井聖子君）：今回の改訂の3つめのポイントとして、教育活動にかかる教育時間終了後等に行う教育活動の留意点がありますが、これについて説明してください。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：今回の改訂には留意事項が5つ

あります。1つは、教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものにすること。2つめに、家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育時間終了後等の教育活動の計画を作成すること。3つめに、家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、保護者が幼稚園とともに幼児を育てるという意識が高まるようにすること。4つめに、地域の実態や保護者の事情、幼児の生活リズムを踏まえ、弾力的な運営に配慮すること。5つめに、適切な指導体制を整備した上で幼稚園と教師の責任と指導の下に行うようにすることです。

委員（福井聖子君）：では、本市における教育活動はどのように考えていますか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：教育要領の改訂の背景にある地域社会の教育力の低下、あるいは、家庭の教育力の低下について、教育時間終了後に行う教育活動に持ってくるできないかということが改訂の趣旨です。ただ、本市の場合には、教育時間終了後に園庭開放を行い、親子で遊んだり、子ども同士で遊ぶ。あるいは、親同士で交流したりして、時には園長が親御さんの相談に乗ったりする活動をしています。今回の改訂にある教育活動の計画を策定することには至っていません。これが本市における課題ではないかと考えているところです。

委員（福井聖子君）：私は、私立の幼稚園で放課後の時間に親同士が遊びクラブを立ち上げて、親同士が主体となって子どもを遊ばせる活動を週1回ずっと続けてきています。立ち上げるとき思ったのは、園が行うとみんな責任は園にいつてしまうので、これは絶対保護者主体で立ち上げるべきだと声をかけて、何度も言ったのは、保護者が行うんだと。保護者が行うことで一番いいのは自己責任ということ自分たちが自覚して、他の保護者に働きかけるとして、それを私にとっては親同士も企画ということを学ぶし、親同士の交流も深まるし、他の子どもたちも大事に見られるという意味で非常にいい活動だと自分では思っているのですが、ここの要領で気になるのは、園が責任を持つ、園の管轄下でということがかなり強調されています。保育時間内の内容に関しては、かなり幼稚園が、教員がということが明記されていてそれは、すごく大事だと思うのですが、放課後の活動に関して、本当に園がどこまで責任を持つのかについては、これを基にしてディスカッションして本市なりに保護者の力を活用するようなものを作った方がいいのではないかと思います。もう一つ気になったのが、この幼稚園教育要領の中に子どもの育ちが落ちているという話だと思うの

ですが、家庭の力や地域社会の力が落ちているので、そこを育てようという記載がかなり随所に見られるのですが、あえて表向きにそこを謳っている部分が非常に少ないので、別にここに書かれていないから行わなくていいというものではないので、その辺を意識して本市としてのプランを立てていけたらいいのではないかと思います。

委員長（小川修一君）： 基本的に保護者の力や家庭、地域の力を育てる、それをサポートすることが教育委員会の一つの方向性だと福井委員はおっしゃっているのですが、それもこの要領の改訂のみならず、幼稚園教育とはどうかと考えたときに必要性を感じるところでもあるんですね。今の事務局の説明で子どもさんが、あるいは、親子で遊ぶ園庭開放の話がありました。福井委員が以前幼稚園の芝生化についての話をされていたと思うのですが、そのようなことも考慮しながら、教育委員会として具体的に何ができて、どのようなサポートができるかも考えていく必要があるかと思います。他にもこの件に関しては教育委員会委員としての意見もあるかと思いますが、この件については、今回限りではなく議論していきたいと思います。ただ、私は、この幼稚園教育要領はこの4月から実践に入ったのですが、果たして現場の幼稚園としての指導に当たる先生方が、実践に向けて努力できるかをどのように教育委員会がサポートできるかがひとつ大きなポイントではないかと思います。今後も事務局ともども話を進めていきたいと思います。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成21年第5回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時57分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕